（雨水貯留浸透施設の管理の期間）

第十七条の十一　法第二十五条の十一第五号の国土交通省令で定める期間は、十年とする。ただし、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的社会的条件の特殊性を勘案し、当該浸水被害対策区域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要があると認める場合においては、公共下水道管理者は、十年を超え五十年以下の範囲内で、その期間を別に定めることができる。

（軽微な変更）

第十七条の十二　法第二十五条の十三第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、雨水貯留浸透施設の設置の工事の実施時期の変更のうち、工事の着手又は完了の予定年月日の同一会計年度内の変更とする。

（流域下水道に係る事業計画の届出）

第十七条の十三　都道府県である流域下水道管理者は、法第二十五条の二十三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画を届け出ようとするときは、届出書に事業計画を記載した書類（事業計画の変更を届け出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（流域下水道に係る事業計画の記載方法等）

第十八条　法第二十五条の二十四に規定する事業計画は、別記様式第十六の事業計画書並びに次に掲げる書類及び図面により明らかにしなければならない。

一　（略）

二　計画降雨浸水防止区域図

三～六　（略）

（流域下水道の供用又は処理開始の通知事項）

第十九条　法第二十五条の二十六に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）

（証明書の様式）

第二十一条　法第三十二条第五項の証明書の様式は、別記様式第十七とする。

（損失補償の裁決申請書の様式）

第二十二条　令第二十四条に規定する国土交通省令で定める様式は、別記様式第十八とする。

（権限の委任）

第二十三条　法に規定する国土交通大臣の権限のうち、第一号に掲げるものは地方整備局長に、第二号から第七号までに掲げるものは地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第六号及び第七号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一～三　（略）

四　法第二十五条の二十三第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画について協議し、及び同条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により環境大臣の意見を聴くこと。

五　法第二十五条の二十三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理し、及び同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により環境大臣に通知すること。

六・七　（略）

（新設）

（流域下水道に係る事業計画の届出）

第十七条の六　都道府県である流域下水道管理者は、法第二十五条の十一第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画を届け出ようとするときは、届出書に事業計画を記載した書類（事業計画の変更を届け出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（流域下水道に係る事業計画の記載方法等）

第十八条　法第二十五条の十二に規定する事業計画は、別記様式第十五の事業計画書並びに次に掲げる書類及び図面により明らかにしなければならない。

一　（略）

（新設）

二～五　（略）

（流域下水道の供用又は処理開始の通知事項）

第十九条　法第二十五条の十四に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一～三　（略）

（証明書の様式）

第二十一条　法第三十二条第五項の証明書の様式は、別記様式第十六とする。

（損失補償の裁決申請書の様式）

第二十二条　令第二十四条に規定する国土交通省令で定める様式は、別記様式第十七とする。

（権限の委任）

第二十三条　法に規定する国土交通大臣の権限のうち、第一号に掲げるものは地方整備局長に、第二号から第七号までに掲げるものは地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第六号及び第七号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一～三　（略）

四　法第二十五条の十一第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画について協議し、及び同条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により環境大臣の意見を聴くこと。

五　法第二十五条の十一第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理し、及び同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により環境大臣に通知すること。

六・七　（略）